



口腔ケアが介護保険の対象となって以来、多くの施設介護現場で口腔ケアを積極的に導入している昨今ですが、良好な結果を得るには施設介護ならではのノウハウがあるようです。介護付高齢者住宅ヒルデモアでご活躍の吉尾恵子歯科衛生士にご解説いただきます。

施設介護現場での歯科検診(アセスメント) Part 2

前号では歯科検診の概略をご紹介いたしましたので、今回はその結果をどのように活かすかについてご説明します。

【口腔内審査】

歯科検診(アセスメント)の結果、虫歯がある、歯に欠損がある、入れ歯が合っていない、歯周病があるなどが疑われる場合は歯科受診を勧めます。

- 施設の場合 → 訪問歯科又は通院で受診していただきましょう。
(訪問歯科診療を行っている歯科医を探すには、地域の歯科医師会への打診をお勧めします。またインターネット検索でも見つかる場合があります)
- 病院の場合 → 歯科があれば院内の歯科で受診(病室訪問もしくは歯科へ受診)し、歯科が無い病院なら訪問歯科診療を依頼するのが良いでしょう。



【衛生状態の評価】

口腔内、入れ歯、舌などの衛生状態の悪い方、口臭のある方には介護スタッフによる口腔ケアの介助を行います。

- 口腔ケア自立の方 → 毎食後に口腔ケア実施の声掛けをする。必要に応じて介護スタッフが介助する。
- 口腔ケア半介助の方 → 最初は短時間でも良いので、本人に歯磨きをしていただき、汚れが残っている場合は介護スタッフが介助する。
- 口腔ケア全介助の方 → 本人の負担軽減の為、誤嚥に注意しながら効率的に行う。当施設では、初期は歯科衛生士が実施し、3ヶ月ごとに評価しながら介護スタッフに手技・手法を指導(ケアプランと連動)し、徐々に介護スタッフが実施できるようにします。

※施設内に歯科衛生士がいない場合は、協力歯科医院への相談をお勧めします。
各入居者にあつた手技・手法の指導を仰ぎましょう。

【飲み込みの評価】

飲み込みの評価結果によっては、より詳しく日常生活を観察する必要があります。前号でお伝えした「飲み込みに関する調査票」(29号中段参照)などを使った飲み込みの現状調査は、主治医が嚥下検査実施などの判断をする際、有力な材料となるようです。また検査の結果を受けて、安全な食事介助方法、水分トロミ剤の使用、食形態の指示など、私たちの日常のケア業務に直結する指示・情報を得ることができます。

【口腔ケアに組み入れる簡単な口腔リハビリ方法】

飲み込みに問題がある方には、毎日の口腔ケアに組み入れることができる簡単な口腔リハビリがあります。

- 正しいうがいをする(口唇閉鎖や頬、舌の運動になります)
- 歯ブラシで頬の内側をマッサージするなど

このような短時間で有効な口腔リハビリを取り入れてみるのはいかがでしょうか。

口腔リハは口腔ケアNEWSのバックナンバー2,3,10,11,12,13,14,15,17,18,24,号を、またアセスメント票はWebサイト「ケアマネジメントオンライン」の「介護保険ダウンロード」などをご参照ください。

制作協力:東京海上日動サミュエル(株) www.tmn-samuel.co.jp

